

“じてんしゃ熊本”

第2号（平成22年11月）



熊本市練兵町 40
電話 096-353-3265

発行元 組合広報部

●安全・安心を提供しよう

○従来のJIS規格の後キャリアに、幼児座席は取り付けができません。

具体的に言うと、キャリアに『18』という数字が刻印されているものに後子供乗せの座席は取り付けすることはできません。『25』または『27』の数字が刻印されたものに取り付け、あるいは交換の上で取り付けするようにしてください。これは、平成22年5月のJIS規格改正によるものです。

また、足乗せ部分を踏み台にして乗り降りしたり、お子様が足乗せの上で立ち上がったたりしないよう説明・指導をお願いします。もちろん、両立スタンド・ドレスガードを装備するようにしてください。

また、幼児座席にお子様を乗せたまま、自転車から離れない。保護者にはお子様にヘルメットを着用させる努力義務がありますので、説明・指導をお願いします。

そして、お客様にいつまでも安全にお乗りいただくために、定期的に点検・整備を受けていただくようお願いします。（自転車協会の情報をもとにしております）

注：キャリアにある刻印の数字は、積載重量の上限です。幼児座席とお子様などを足した数値です。例えば、『25』表示のキャリアに幼児座席3kgお子様 23kgだと 26kgで積載オーバーとなり、お子様を乗せることはできません。



○クランクのバリは取り除きましょう。

ペダルをクランクに取り付けた際、ヒゲ状のバリが出ることがあります。最近のペダルによっては、出にくいような形状に変更されているものを見かけた方も多いかと思いますが、BAAの平成21年度検査の中で、[クランクのむしれ]が非常に多かったという実施結果が報告されております。

もし、この「ヒゲ状のバリ」が発生した場合は、お客様のケガに結びつかないように、工具（ラヂオペンチ・ニッパー等）で取り除いてください。（自転車協会の情報をもとにしております）

◎三ブロック会議参加◎

10月28日（木）29日（金）香川県高松市にて、中国・四国・九州の組合が一同に集う会議が開催され、当組合からも森理事長が出席いたしました。内容等は、次回理事会にて報告があります。

◆TSマーク貼付時の注意◆

佐賀県内にて本年10月、自転車の点検整備の手続き及び事故発生後のTSマーク付帯保険請求手続き等を代行する。と称する業者が出没している報告が、(財)日本交通管理技術協会（管技協）より届いております。

TSマークは、ご存知のように自転車安全整備店の自転車安全整備士が自転車を点検し、安全な自転車と確認した証しで貼付するものであり、点検整備と切り離してTSマークを独自に販売できません。また、事故発生時の保険請求時も三井住友海上火災保険会社及び日本交通管理技術協会へ事故発生の通報をするものとなっております。

TSマーク貼付時に、自転車の保有者かどうかを確認し、言動など不審な点を感じた場合は、管技協あるいは組合事務局にお知らせください。